

知的財産権(知的所有権)講座

「著作権法」を考える

職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 桜井 博行

前回までで著作権法の全体像については、おおむね述べたので、後2回ほどで、多少補充しておくべきと考えることについて述べることにする。

Vol.11である今回は、抄録と要約、これに関連する判例、インターネットと著作権について取り上げることにする。

1. 抄録と要約

すでに多少は触れていることではあるが、翻案で問題になることの1つに、抄録と要約の関係があげられる。

翻案とはどのようなことであるのかといえ、内面的表現形式を維持しつつ、外面的表現形式を変換することである。

ここで、内面的表現形式とは、既存の著作物が有するストーリー性や基本的モチーフのことであり、外面的表現形式とは、具体的表現のことである。

例えば、あるストーリー（内面形式）の小説（文章：外面形式）を、ストーリーを変えないで映画化することがこれに該当する。

今回、翻案を問題にするのは、複製権（21条）侵害か、翻案権（27条）侵害かが問題になる場合があることに加え、一般に、複製には変形的複製も含まれ、変形、脚色、翻案、編曲、映画化、翻訳がこれに該当し、翻案も変形的複製に含まれるからである。

翻案（翻案によって作成された著作物も著作権法上は二次的著作物）を意識して、著作権侵害の要件を改めて定義すれば、原著作物、もしくは原著作物

に依拠して作成された原著作物と類似の範囲内にある著作物に、行為者が依拠して21条から27条、113条1項・2項に規定される行為を行うこと、とされる¹⁾。すなわち、依拠、類似性、法定の利用行為が必要なのである。

ところで、著作権法は表現を保護する法律でありアイデアを保護する法律ではない。アイデアを保護するのは、主として特許法、実用新案法の役割である。

しかし、表現とアイデアとは、いかなる場合においても明確な区分ができるとは限らず、いわゆるグレーゾーンが存在することを否定することはできない。

著作権法上の複製は、既述のように物理的同一のみならず、実質的類似の範囲を含む。したがって、この範囲外であれば複製権侵害は構成しない。だが、翻案権侵害になる場合があり得る。ここがグレーゾーンということになり、これが翻案として保護される限度においてアイデアを著作権法で保護したことになる。実際の争訟においては、係る領域の存在を活用すべく、複製権侵害が認められない場合に備え、予備的請求として用いられることが多い²⁾。

この範囲は相当に狭いと解されるので、通常は、著作権法は表現を保護する法律であり、アイデアを保護するものではないとの原則が妥当する。

おおむね以上の前提があれば、抄録と要約の著作権法上の意義、すなわち、抄録、要約は二次的著作物か否かの結論への到達は容易なはずである。

広辞苑によれば、抄録とは、書き抜くこと、ぬき

がきを、要約とは、文章などの大要をまとめて、短く表現すること、をいうものとされる。

もう少し著作権法上の著作物に即した言い方をすれば、抄録（アブストラクト）は、著作物を紹介する短い文章ということになる。この場合、紹介しようとする著作物aと紹介の短い文章bとの関係は、依拠のない主従関係ということができよう。bはaにとって変わるものではなく、かつ、その可能性を持たないから、一般に抄録は、複製権および翻案権の侵害とはならず、bはaとは別の著作物となる場合が多い³⁾。

一方、要約（ダイジェスト）は、抄録の場合のaとb、紹介される著作物と紹介の短い文章が存する点においては、ほぼ同じ関係にあるが、a、b両者の比重が抄録の場合と異なる。具体的に要約は、著作物の紹介を超え、紹介される著作物の代替性を有する範囲で簡略化した著作物であるから、原著物の内容がほぼ感得でき、依拠のある主従関係にあるといえる。そのため要約は、元の著作物の翻案となり（二次的著作物）、これを許諾なしに行うことは侵害となる。

したがって、一般にいう抄録、要約の概念と、著作権法の評価を伴う場合の概念には違いがあることを念頭におくとともに、文献データ・ベースのようなものを作成する場合、個々のデータを抄録とするか、要約とするかによって、前者では権利者の許諾が必要であるのに対し、後者ではその必要がないことを認識しておくべきである。

ここでもわれわれが最も気を配るべきは、他人の権利を害しないことである。そこで、既述のことではあるが、侵害の概念に、複製に置き換え言及する。

複製権侵害とは、他人の権利に係る著作物を、権原なく印刷、写真、録音、録画、その他の方法により有形的に再生することをいう（著2条1）。

有形的複製の結果は、オリジナル（原著物）と物理的同一である必要はなく、実質的に類似していれば、複製の保護範囲である。

独自の創作の結果物が、他人の権利に係る著作物とそっくりだったり、類似しているとしても、独自の創作である限り（模倣でない、他人の先行著作物

にアクセスしていない）、複製権侵害の問題ではない。ただ、実際の紛争においては、模倣でないこと、他人の先行著作物にアクセスしていないことの立証（逆の立証においても同じ）は容易でない。

以上より、複製権の侵害要件は、同一性（実質的類似も含む）と先行著作物への依拠である。

これについては、すでに述べているので詳述しないが、依拠と類似性、双方について田村善之著「著作権法概説（有斐閣：46頁以下）」が、関連する判例の紹介も豊富で大変参考になる。

誤解しないでもらいたいのは、著作権侵害の要件を論ずるに際しては、当該著作物が複製物か二次的著作物（ここでは主として翻案）かどうかは問題にする必要はないことである。

2．翻案に関連する判例

翻案に関連する判例で真っ先にあげられるものといえば「ウォール・ストリートジャーナル事件」であろう。以下これについて、事実の概要、裁判所の判断、コメントの順に述べる。

2.1 事実の概要

債権者X⁴⁾は、米国で英語の日刊紙「THE WALL STREET JOURNAL（以下「X新聞」という）」を発行している。一方債権者Yは、X新聞発行の都度この記事の抄訳（以下「Y文書」という）を作成し、FAXで会員に送付していた。Xは、係るYの行為は編集著作権の侵害に当たるとして、差し止めを求める仮処分を申請した。これについて東京地裁は、申請を認める決定をしたが、Yが異議申し立てをした。

Yの異議は却下され、Yは東京高等裁判所に控訴した。

2.2 裁判所の判断

Yの異議申し立てに対して、東京地方裁判所は、「X新聞の紙面は、その新聞の従業員である記者等が作成する原稿に基づいた報道記事、社説が主要な部分を占め、その他に株式相場、先物取引相場等の各種相場表、広告等によって構成されていることから、X新聞のこのような紙面構成は、Xの従業員である編集担当者の精神活動の成果の所産であり、

またX新聞の個性を形づくるものであるから、紙面を構成するこれらの記事、写真、広告等の選択および配列について創作性があるというべきであり、そしてこのような編集著作権は、X新聞を発行するXに帰属するというべきである。

新聞の製作過程を考慮すると、新聞記事の編集とは、記者の作成した記事原稿という媒体を取捨選択することによって、伝達すべき出来事自体を取捨選択しているものというべきである。そうすると、選択・配列の対象となる素材は、一方では記者の作成した記事原稿そのものであるが、また一方では、原稿を媒体として記者が伝達しようとした出来事自体であるということができる。Y文書に記載された各項目はいずれも短文であるものの、1つの出来事を伝達するものであり、またX新聞に掲載された記事が1つの出来事を伝達するものであることはいうまでもないから、いずれも編集著作物における素材と考えることができる。ところが、Y文書の各項目が伝達しようとしている出来事はいずれもX新聞の記事に掲載されていない出来事がY文書に記載されていることはなく、またその配列もほぼ同一であるから、Y文書が伝達しようとした出来事を選択・配列は、X新聞が伝達しようとした出来事を選択・配列とほぼ同一ということができる。そしてY文書は、その表題自体がX新聞の名称、日付けおよび曜日を取り入れたものである等、X新聞に依拠して作成されたものであることは明らかである。したがって、Yは、Y文書作成・頒布行為により、XがX新聞について有する編集著作権の翻案権を侵害しているというべきである（東京地判平成5年8月30日）」と判示する。

Yの控訴に対する東京高等裁判所の判決も結論において同じであった（東京高判平成6年10月27日）。

2.3 判決へのコメント

X新聞が編集著作物であり、編集著作権がXに帰属するとの判断は、常識的解釈の範囲内のことであり、そのまま認めるほかない。

気になるのは、新聞の「出来事」の理解の仕方である。判決は、「Y文書の各項目が伝達しようとしている出来事はいずれもX新聞の記事に掲載されて

いない出来事がY文書に記載されていることはなく、またその配列もほぼ同一であるから、Y文書が伝達しようとした出来事を選択・配列は、X新聞が伝達しようとした出来事を選択・配列とほぼ同一とすることができる」として、出来事と配列の同一をもってX新聞とY文書の実質的同一を認定している。しかし、出来事とは事実そのものであるはずだから素材そのものには著作権がない場合もあり得る。であれば、X新聞の記事とそれに対応するY文書の文章を対比し、著作権侵害の成否を検討すべきだったのではなからうか。

控訴審においてYは、「表現の自由は情報の受け手の知る権利を保障するものであり、特に時事に関する情報の流通は民主制にとって不可欠だから、控訴人（Y）文書のように、ニュースまたは時事の事実を提供するものを著作権法の名のもとに禁止させることは許されない」との主張を展開した（原審でも主張はしている）。係る主張は、米国著作権法107条にいうフェア・ユース理論の適用を企図したものと考えられる。個人的には適用を検討してみてもよい事例のように思うのだが、本件に限らず裁判所は一貫してこれを認めようとしなない。

このスタンスは本件でも維持され、東京高裁は「そもそも控訴人文書は、被控訴人新聞の翻案に当たるものであって、単に被控訴人新聞へのアクセスを容易にするだけの情報を提供するにすぎないというものではなく、控訴人文書の作成・頒布を差し止めることが時事情報の流通を過度に制限するとは認め難い」と判示した。

3. インターネットと著作権

インターネット、特にホームページに関連して著作権法上問題となりそうな事項について、誌面の許す範囲で述べる。

3.1 リンク

できることならコンピュータのことを話題にしたくない世代の筆者としては、「リンクを張る」という概念そのものに馴染めない。当然のことながら、HTML文書上で、「`xxx`」とい

うタグのURL部分に、リンク先のホームページのURLを書き込むことなどしたことがない（ホームページを作らなければその必要もないが）。

法律問題と割り切り、若干視点を変えてリンクを再度定義すれば、「デジタル情報それぞれ（ファイルとさせてもらおう）の他のファイルとの関連づけ」ともいうことができよう。

では、「リンクを張る」行為の法的評価はどのようなのであろうか。

著作権法上の結論としては、リンクを張ることは原則的に自由である。

まず、著作権法上の問題としてみれば、これが問題になるのは、既述のように他人の著作権に係る著作物を権原なく複製等所定の行為（著21～27条）に該当する利用をする場合である。リンクを張る行為は上記のように、「`xxx`」というタグのURL部分にリンク先のホームページのURLを書き込むことなだけだから、リンク先のホームページそのもの、すなわち他人の著作物を複製等する行為はしていないのだから、著作権法の範囲外の問題ということになる。

ただ、著作物へのアクセスを意図するためのものであることは間違いない。この点にウェイトをかけ、関西大学の栗田隆教授は、自分のホームページ⁵⁾掲載の「Web出版における引用」において、係る行為を「参照指示」であるとし、この参照指示に基づき「読者（ホームページ利用者）が、ホットスポットをクリックしてリンク先に有線送信を依頼しているのである」といわれる。以上より通常の形態のリンクを張る行為は、著作権法上は許容されることと結論づけることができる。

上記の結論は通常の形態のリンクを張る行為（他人のHTML文書へのリンク）についてであった。

それでは、通常でない形態のリンク、すなわち著作権法上問題のあるリンクとはどのようなリンクがあげられるであろうか。

栗田教授は、この場合として「イメージ等のソースファイルとして他人のファイルを指定すること」をあげておられる。

このなかでは、係る指定の具体的内容までは示さ

れていないが、筆者なりの理解をすれば、係る指定とは以下のような内容であろう。

文学を好むある者が自分のホームページ（HTML）に、自作の小説「日本列島秋の情景」を掲載したとする。文字ばかりで殺風景と思い、文章の風景描写のところにホットスポットを設け、これに対応した写真が画面に表示されるように、ある写真家のホームページに掲載されている写真集「日本の風景」のススキのある風景写真の頁に飛ぶようなリンクを張った場合である。

栗田教授は指摘の背景として、読者には、イメージやアプレットがHTML文書の作成者の作品の一部として提示されること、イメージやアプレットの送信依頼は、読者のWebブラウザがなすとはいえ、その送信依頼はHTML文書の記載に基づき自動的になされるのであり、送信依頼は実質的にはHTML文書の作成者がしているのと同じである、ことをあげておられる。

この検討に際しては、著作権法23条が改正され、放送権、有線送信権等から公衆送信権等となったことに伴い、前提となる事項の再検討が必要と思料される。したがって、係る指摘について、これ以上の言及はしない。ただ、このようなリンクの仕方は、上記の例でいえば、写真集の著作者の氏名表示権（著19条）の侵害ととらえる余地があると考えられる⁶⁾のであり、著作権法上の評価として見逃してはならない。

さらに、これと同種ないしは延長上の問題が、フレーム処理が可能な閲覧ソフトを使った場合に起こり得る。その問題とは、リンク元とリンク先の画面が同時に表示でき、この結果、係る画面があたかもリンク元の画面であるかのごとく見えることである。

これまでのところ、実際の争訟として聞いたことはないが、急成長している分野であり、早急な検討課題の1つではなからうか。

著作権法上の評価はこのくらいにし、これ以外の法律による評価はいかがであろうか。

具体的議論を見いだすことができるものとして、商標法への抵触があげられる。

リンク先のURLの中に商標が含まれている場合、

これを自分（リンク元）のタグに書き込むことは、商標の使用（商標法では標章の使用：2条3項）に該当するのではないかと、との指摘である。

該当するとすれば、商標権侵害となる可能性があることになる。

ところで、商標権侵害として問題になる商標の使用は、業として役務を提供し、または証明する者がその役務について使用するもの⁷⁾（商標法2条1項2号）で、かつ、使用対象とされる商品・役務（指定商品・役務）、および類似の商品・役務に対して当該商標およびこれと類似の商標を使用する場合である。

係る使用が商標権侵害であり、ここで使用する商標は、もちろん登録商標をいう。

これより、リンク先のURLに登録商標が含まれていても、自分（リンク元）のホームページが、リンク先のURLに含まれる登録商標の指定商品・役務（類似を含む）に係るものでなければ、商標法上の問題はないと思われる。

以上より、あくまでも概観の範囲であるが、著作権法における評価と同じように、リンクを張ることは原則的に自由との結論になる。

結論は出たが、法律上の評価であるから、一般条項についても触れておく。権利濫用なり公序良俗の適用可否の問題である。

きわめて多大な具体的損害なり、被害の発生の場合でなければ認められないであろうから、理論上は考えられるが、これによるのはまさに最後の手段ぐらいに考えるべきである。したがって、具体的な損害なり被害（民事的、刑事的）に対しては、刑法230条の名誉毀損 233条の信用毀損および業務妨害、民法709条の不法行為の該当をまずもって検討すべきである⁸⁾。

3.2 他からのダウンロードとこれの利用

一般に、他のHTMLの画像（説明の便宜上画像に特定する）を単に見ている状態、すなわち一時的にRAMに取り込むことは、著作権法上の複製ではない。他方、係る画像を、永続的記憶媒体に記憶させる行為は複製とされる。

通常、ダウンロードとは、永続的記録媒体に記憶させることをいうから、これは複製（著21条）ということになる。

ところで、ダウンロードされた画像を、自分のHTMLに利用することは、どのように評価されるであろうか。自分のHTMLに利用するのであるから、著作権の制限規定、すなわち「私的使用のための複製」を認める30条の適用があると考えられる方もいるかもしれない。

だが、HTMLは、自己のものとして作成しても、不特定多数のアクセスが想定されており、ダウンロードされた他人の権利に係る画像の利用は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる範囲内において使用すること（以下「私的使用」という）を目的とする場合には」（著30条1項）の要件を満たさず、結局のところ、権利者の許諾が必要である。

4. お 礼

本稿、おかげさまでVol.11となった。質問、意見の要請に应运えていただき、大変ありがたく思っている。改めてお礼申し上げるが、次回Vol.12をもって本『「著作権法」を考える』を終わりとする。

引き続き質問、意見は歓迎する。遠慮なくお寄せいただきたい。

注

- 1) 田村善之：「著作権法概説」, p.45, 有斐閣。
- 2) 三山祐三：「著作権法詳説」, p.101, 東京布井出版。
- 3) 三山祐三：前掲, p.103頁。
- 4) 原告X（被告Y）と表示される場合が多い。ここで債権者（債務者）となっているのは、後に本文中にも出てくるが、この事件が差し止めの仮処分の申し立てから開始され、これを認容する仮処分決定がされたことによる。係る決定を得た者が債権者ということになる。
- 5) <http://civilpro.law.kansai-u.ac.jp/kurita/copyright/article2.html>
- 6) 岡村, 近藤：「インターネットの法律実務」, p.91, 新日本法規。
- 7) 1号が商品、すなわち有体物への商標の使用に関する規定であるのに対し、2号は役務、すなわち無体物への商標の使用に関する規定である。
- 8) 岡村, 近藤：前掲, p.94。